煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン

(平成22年4月20日) (改正 令和4年1月1日) 埼玉県危機管理防災部化学保安課

埼玉県内における火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第5号の規定による煙火の 斜め打揚げ(打揚煙火の打揚筒を演出効果等の目的により、意図的に傾けて設置し消費す ること)の運用は、このガイドラインによるものとする。

埼玉県内において斜め打揚げを適用する煙火の種類及び保安距離等は次のとおりとする。

- (1) 虎の尾(内殻の表面に厚く付着させた火薬が飛翔と同時に燃焼するものであって、 上空で開発しないもので、内殻に詰物がないもの)
 - ① 煙火の斜め打揚げは、直径が9cm以下であり、打揚角度(仰角)は水平方向から70~90度の範囲に限る。
 - ② 表1で定める保安距離その他の保安対策を取ることとする。
- (2) 花束星(玉皮内に星を詰めたものであって、上空で開発しないもの)
 - ① 煙火の斜め打揚げは、直径が7.5cm以下であり、打揚角度(仰角)は水平方向から30~90度の範囲に限る。
 - ② 表2で定める保安距離その他の保安対策を取ることとする。

表1 虎の尾に係る保安距離等

女 ルの毛に示る体を	くに呼ばせ				
虎の尾の直径	保安距離(例示1)				
7.5cm以下	打揚場所を円の中心、220m以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右45度以上(中心角90度以上)の扇形の外線から、埼玉県煙火消費技術基準(昭和38年4月1日。以下、「技術基準」という。)別表1の直径9cmポカ物における第1種~第2種の該当する保安距離を確保しなければならない。 また、扇形で囲まれる範囲についても保安距離とする。				
7. 5 c m を超え 9 c m 以下	打揚場所を円の中心、230m以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右45度以上(中心角90度以上)の扇形の外線から、技術基準別表1の直径9cmポカ物における第1種~第2種の該当する保安距離を確保しなければならない。また、扇形で囲まれる範囲についても保安距離とする。				
その他の保安対策					

その他の保安対策

- 1 打揚火薬量は、「煙火の消費保安基準(社)日本煙火協会」を標準とする。
- 2 打揚筒は、傾斜地を避け平坦な場所に設置し、湖、河川の安全な方向へ向け、 人家、観客席に向けて打たないこと。
- 3 打揚げの衝撃で打揚筒の方向が変化しないよう、十分な強度を有する材料で強 固に固定すること。砂袋のみによる固定は禁止とする。
- 4 打揚げた煙火の軌道上に障害物がないこと。

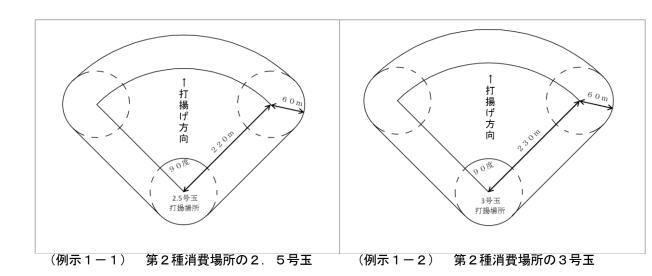


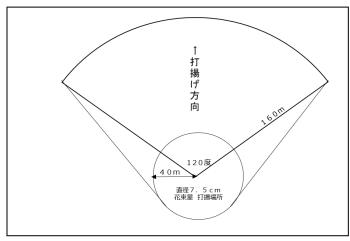
表2 花束星に係る保安距離等

X L LATER WAY	₹ µL ML T				
花束星の直径	保安距離(例示2)				
7. 5cm以下	次に掲げる①、②、③に該当する範囲を保安距離とする。 ① 打揚場所を円の中心、160m以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右60度以上(中心角120度以上)の扇形で囲われる範囲 ② 打揚場所から、技術基準別表1に規定する直径7.5cmポカ物における第1種~第2種に該当する範囲 ③ ①で規定する扇形の円弧の両端と、②で規定する円を結ぶ接線で囲まれる範囲(ただし、当該接線は①で規定する扇形の円弧の両端と、②で規定する円上の接点を結ぶ範囲に限る。)				
その他の保安対策					

I 使用する花束星は、以下の内容とする。

星の種類	星 1 粒の	星1粒の	玉皮内の	玉皮の	花束星全体の
	直径	重さ	星の粒数	外径	重さ
紅星(球状)	15mm	2 . 5 g	4 O 個	7 0 mm	150g
	以下	程度	程度	程度	程度

- 2 打揚火薬量及び打揚筒の仕様は、「煙火の消費保安基準(社)日本煙火協会」を 標準とする。
- 3 打揚筒は、傾斜地を避け平坦な場所に設置し、湖、河川の安全な方向へ向け、 人家、観客席に向けて打たないこと。
- 4 打揚げの衝撃で打揚筒の方向が変化しないよう、十分な強度を有する材料で強 固に固定すること。砂袋のみによる固定は禁止とする。
- 5 打揚げた煙火の軌道上に障害物がないこと。



(例示2) 第2種消費場所での直径7.5cm花束星

備考1 風等の影響により上述の内容を遵守するだけでは保安確保が図れないと認められ るときは、消費許可の前後にかかわらず、十分な保安対策の追加(打揚げの中止を 含む。)が必要な場合がある。

備考2 打揚筒固定の例

打揚筒には、打揚げの反作用により水平方向の力が加わるため、杭等で地面に強 く固着させること。(固着とは、地面と一体の構造とすることであり、砂袋を置くこ とは含まれない。)

